

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

日高村長 戸梶 眞幸

市町村名 (市町村コード)	日高村 (39410)
地域名 (地域内農業集落名)	加茂地区 (岩目地西、岩目地東、平野、下ノ谷、竜石、九頭)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は水稻を中心に耕作が行われている。基盤整備は一定完了しており、比較的圃場の保全はできているものの、農業従事者の高齢化や物価高騰の影響等により耕作放棄地の増加が懸念されている。また、以前と比較すると水田へ引き込む谷川の水量が減少しており、今後対応が必要となる可能性が考えられる。
【地域の基礎データ】
主な作物:水稻、トマト、生姜

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心とした農作物の生産の維持・拡大を図るため、ニーズに応じて畦畔の除去等の施策を実施することを視野に入れ、新規就農者や中心経営体への集約・集積化を進めるとともに、集落営農組織の立ち上げを検討する。また、農業分野だけでなく福祉分野等と連携し、地域全体の課題として取り組むことが必要と考えられる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
各地区の認定農業者や新規就農者を中心に担い手への集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者に貸付意向がある場合に農地中間管理機構へ貸し付けを行い、担い手へ集約する。
(3)基盤整備事業への取組方針
関係機関との協議を進めながら必要に応じて事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村や県、JAなどの関係機関と連携し、多様な経営体に対して営農支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業者のニーズを把握し、農作業の効率化及び遊休農地の発生防止に務めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の被害を防止するため防護柵を設置し、被害情報を村と共有し、有害鳥獣被害対策を連携して進める。
- ⑦多面的機能支払交付金の取り組みを適切に実施し、農地の保全・管理に努める。